

令和元年
8月受診分
から

未就学児の 医療機関での窓口負担 が少なくなります!



未就学児（小学校入学前の子ども）が医療機関を受診する
場合、

現行制度

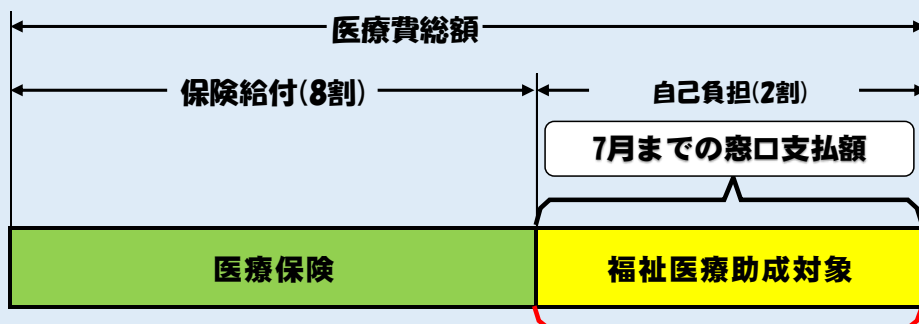
医療機関の窓口で、医療保険の自己負担（医療費の2割）を支払い、
後日、吉野町から医療費全額が支給されます。

令和元年8月受診分から

**吉野町福祉医療制度では、受給資格証を医療機関窓口で
提示することにより、自己負担金がいらなくなります。**

※対象は、以下の医療費助成制度の受給資格がある未就学児です。

- 子ども（乳幼児）医療費助成
- 心身障害者医療費助成
- ひとり親家庭等医療費助成



8月からの窓口支払額 → 0円

- ・奈良県内の医療機関等で受診する場合が対象です。
- ・受診の際は、その都度、窓口で受給資格証を提示してください。
- ・未就学児以外は、これまでの支払い方法と変更ありません。
- ・町外に転出後は、町へ受給資格証を返納してください。
- ・小児慢性特定疾病など、国等の公費負担医療制度が優先されます。